

裁判官の無責任を許さない

## 遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

## 第50号(控訴審第30号)

2001年7月8日(日)

## Contents

- ・控訴審弁論傍聴記 (p.1)  
当会代表・今井亮一による傍聴記
- ・控訴審弁論要旨 (p.2)  
前回の弁論内容を解説
- ・証人尋問が決定! (p.11)  
ついに、証人尋問が実現します。
- ・仙台・筋弛緩剤混入事件の近況 (p.11)  
阿部弁護士の活躍に期待。
- ・次回弁論のお知らせ (p.11)  
次回弁論は8/1(水)15:00~
- ・事務局から (p.12)



事件の第一発見者である中川丈史氏の署名。一番右は1977年の検事調書のもので、偽造の可能性が高い。今回、この件についての証人尋問が行われる。

遠藤国賠とは、無罪の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官を訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるのでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

## 控訴審弁論傍聴記

今回の弁論傍聴記の筆者は、皆様ご存知、当会代表である、交通ジャーナリストの今井亮一さんです。

[ガヴァガイ]

5月23日(水)。早起きしてレジメをつくり、正午ころ議員会館へ。道路交通法の改定案が国会に出ていて、その問題点について社民党の議員さんたちに少し話をする事になっていたのだ。30分ほど拙い話をして、国会議事堂へ。内閣委員会で道交法改定案の審議を傍聴。この日は参考人質疑。午後3時50分まで。

それから外へ出て、裁判所まで歩いた。いつだったか、遠藤国賠の阿部泰雄弁護士といっしょに、事件のことを議員に説明するため議員会館へ来たときも、この道を2人で歩いたなあ、など思い出しながら。

から。

ふり返れば、遠藤国賠の提訴は1991年。5年間も審理した果てに、「普通の裁判官の4分の1以上は、ああいうデタラメ証拠で有罪とするのさ。だから特別におかしくないよ」との理由で退けられた。

控訴は1996年。それからほぼ5年間、弁論といっても、控訴人(遠藤さん)の側が一方的にしゃべるだけ。証人を調べてくれと何度求めても、前の塩崎潤裁判長は「ご主張が全部終わってから、調べるかどうか決めましょう」と退け、被控訴人の側は、何を訊かれてもほとんど言葉を発しなかった。弁論のための時間は毎回1時間半あったが、5年間で被控訴人側が発した言葉の合計は、5分にも満たないのではないか。次回期日の打ち合わせを除けば。

裁判所のビルに着き、遠藤国賠を審理中の809号法廷に入ったのは、午後4時を少しまわったころだ

ったろうか。ちょうど、遠藤さん(控訴人)の側の弁護士さんの弁論が終わったところ。今後の審理の進行について、控訴人、裁判所、被控訴人で話し合いに入るところだった。

私は、新しい雛形要松裁判長の話聞いて、ぶつたまげた。

遠藤事件では、ひき逃げ現場の第一発見者で、かつ直前に犯人車両らしきトラックを見た人がいる。このNさんは、見たのは冷凍車のようなトラックだったと法廷で証言した。遠藤さんは平ボディのトラックだから、これは遠藤さんの無実を裏付ける。ところが後に検察は、Nさんから予めとってあったという「少なくとも冷凍車のようなものではなかった」との調書を法廷に出した。裁判官は法廷証言を退け、その不可解な調書のほうを証拠として採用した。

だが、その不可解な調書にあるNさんのサインは、Nさんの筆跡とは程遠く、調書を作成した検察事務官の筆跡となぜか酷似しているのだった。控訴人側は、Nさんおよび検察官事務官を証人として呼びたいと、ずっと求めてきた。が、塩崎裁判長は前述のとおり退けてきた。

その証人調べを、雛形裁判長は、やると言い出したのである。おおっ。雛形要松なんて妙な名前だと思っていたが、さすが要松、いい名前だねえ(笑)。

被控訴人側は、みっともなく抵抗。実際みっともなく見えた。寅次郎さんの報告をお読みいただくとわかるだろう。

その抵抗を裁判長は、なんだか遠くのお空を見やると感じ、ゆ〜っくりと言葉を選んで退けた。というか、被控訴人側は従わざるを得なくなっていた。証人調べは7月、新潟でやるのだという。

この5月23日、遠藤国賠は大きく動いたように感じた。

.....が、それは錯覚というものかもしれない。要するに前の塩崎裁判長は、このやっかいな国賠の判決を書きたくなくて、定年まで引き延ばしたのではないか。良く言えば、判決を書くはずの裁判長が来るまで、証人調べを待たせたということか。そして新しい雛形裁判長は、自分で判決(棄却の判決)を書くつもりで、それなりに格好のつくことをやろうとしているだけではないのか。

被告裁判官らを証人として法廷に呼び、「これこれの証拠を見て、あなたはなぜ有罪とできたのか」と尋問する、それをしてこそマトモであり、裁判官の無責任を問えるはず。私はそう思う。

[今井亮一]

## 控訴審弁論要旨

午後3時すぎ、例によって、起立の合図で一同ぞろぞろ立ち上がる。事件名が読み上げられ、法廷が始まった。控訴人(遠藤さん)と被控訴人・国、双方の側から提出された書面について裁判長があれこれ質問したのち、吉永代理人に弁論をうながした。

吉永代理人：

てぎわよく、とのことですので、そのようにしてまいりたいと思いますが、さて、まず、準備書面は2点について論じてあります。一つは、東京地裁の国賠判決に対する批判であり、もう一つは、刑事一審の新潟地裁判決に対する批判であります。

まず、東京地裁の原判決は、刑事裁判官の行為規範について、概ね次のように述べています。

証拠の判断過程において信用性の存否を判断する基準は、ひとえに刑事裁判官に求められている「疑わしきは罰せず」の行為規範のみである。

しかしながら他方において、刑事裁判官としては、真の犯人を見逃してはならないとの命題も課せられている。そして、事件の大局的見地から「バランスのよい結論」をとるべきである。従来の刑事裁判一般に、このような手法が行われてきたことも否定できない。その結果、実務の現状においては、「真犯人を見逃してはならない」との命題に近い立場がとられている。そして、この立場にたつて本件刑事一

審は判決した。すなわち、原告車両を轢過車両と認定するにあたり、本件一審の終結した段階においては、原告を有罪と認定できる多数の証拠と、逆に有罪と認定するには障害となる証拠も存在したことは疑いないところである。それなので有罪認定できる多数の証拠を採用し「バランスのよい結論」ととったのだ。だから、誤判もやむを得なかった、違法でない、と原判決は言っているのです。

しかしながら、上記行為規範ないし刑事裁判に対する考え方は、全くまちがっている。そのまちがいは4点であります。

第1に、原判決には論理矛盾があります。原判決は、「刑事裁判官に求められているのは『疑わしきは罰せず』の行為規範のみ」と言いながら、その口が乾かないうちに、裁判官には「真犯人を見逃してはならない」との命題が課せられている、と述べている点です。

第2は、深刻です。原判決は、「真犯人を見逃してはならない」との命題も課せられていると述べましたが、わが国の刑事司法制度において、刑事裁判官にはそんな命題は課せられていない。原判決は、なにを根拠に、「真犯人を見逃してはならない」という行為規範があると言っているのでしょうか。

おそらく、原判決は、刑事訴訟法第1条に、「真実の発見」と規定されていることから、「真犯人が見逃されてはならない」と述べているのかも知れません。

しかし、刑事訴訟法は、「真実の発見」と規定しているけれど、「真犯人が見逃されてはならない」とは書かれてはいません。「真実を発見すること」と「真犯人を見逃さないこと」とは、全く異なる命題なのです。「真犯人を見逃さない」という命題の下では、「少しばかり無実の者が処罰されることがあっても、真犯人は見逃されてはならない」という刑事訴訟法がもっとも嫌う事態が生じることになってしまうのです。

第3に、原判決の誤りは、わが国に蔓延している「赤信号、みんなで渡れば怖くない」というあの標

語を地で行っている点です。刑事一審のミスをかバーするためのかばい合いです。他の裁判官も、「疑わしきは罰せず」裁判をしているからといって、刑事一審の裁判官らが増責されることにはならないのです。

第4に、原判決は、「バランス」という得体の知れない用語を持ち出し、「疑わしきは罰せず」という刑事事件の原則を無視しているのです。

ではなぜ刑事事件では、くり返しこの「疑わしきは罰せず」の原則が登場するのでありましょうか。

それは、有罪・無罪を判断する裁判官には、判断能力に限界があり誤りを犯しがちである、からです。「疑わしきは罰せず」の原則とは、「(有罪とするには)合理的な疑いがある」とときには、真実発見の一手前で立ち止まり、そこで事件の解明を止めること、なのです。

もしバランス感覚で真実が発見できるという人がいるとすれば、それは人間の能力を過信している。人間のおごり以外のなにものでもない、といえると思います。

さて具体的に、原判決の問題点を見ていくことにします。まず、中川丈次氏の対向車証言ですが、中川氏が事故現場にさしかかる直前にすれ違った対向車が遠藤車であると刑事一審判決が認定したことについて、原判決は概ね次のように述べています。

最高裁無罪判決が指摘するように、本件一審判決は、中川氏が最後にすれ違った車両について対向車両は宮川魚屋付近ですれ違った一台だけであり他にはなかった、と中川供述を信用して認定している。

しかし、自動車運転手が対向車とすれ違う場合、対向車の台数、車両の形体などについては意識していないのが通常である。仮に意識していたとしても記憶に残ることはほとんどないのが常識であろう。このような対向車に対する認識のあいまいさを考慮すれば、少なくとも、別のトラックの存在する可能性を払拭するこ

とはできない、つまり、合理的疑いが残る部分であるというべきである。

要するに原判決は、この中川供述部分を刑事一審が採用したことは常識に反する、と述べたのであります。

佐藤芳賢証言による認定についてですが、刑事一審判決はこう認定しました。この佐藤証人の車が、事故発生後会津方面に向かう車のうち最初に事故現場にさしかかった。事故が処理されるのを待って最初に出発した。会津派出所前での検問に到着したとき、遠藤車と思われる車が検問場所を発進したのを目撃した。この一連の経過から、遠藤さんが犯人であることが裏づけられる、としたのです。

これに対して最高裁無罪判決は、犯人車が途中、わき道に入った可能性やユーターンした可能性があるから、仮に佐藤証人が被告人車の後続車であるという事実があったとしても、遠藤車が犯人車であるとはいえないとして、刑事一審判決を批判したのです。

この点、原判決は、この最高裁の批判のうちユーターンした可能性について全く触れることなく、「原告車両の他に轢過車両があるのではないかという可能性を検証しなかったとしても、本件一審判決の認定・判断が著しく不合理であると認めることはできない」と述べました。つまり、原判決は、ユーターンした可能性ありとした最高裁判決を正面から批判できなかったのです。

さらに、伝聞法則違反についてです。刑事一審判決は、検問の立証として警察官佐藤賢一氏を採用し、同証人の証言によって、検問を通過した車両の通過時刻および通過順序を認定しました。

ところが、この佐藤氏は、検問に立ち会った警察官ではないのです。件の検問表に基づき資料を整理しただけの者です。検問を目撃した者でもなく、また検問表を作成した者でもありません。このように作成経過がわからない書面を採用してしまったのです。立ち会っていなかったんだから伝聞じゃないの

か、という弁護側の主張に対して、次のように原判決は言います。

しかし、右佐藤氏が本件検問を直接担当した警察官でないものの、公判段階になって、補充捜査の一環として本件検問表に基づき、新潟陸運事務所において車体型式などの車両の種類を調べ、「死亡轢き逃げ事件捜査に関する車両調査について」と題する報告書を作成しており、その関係から右報告書の作成経緯、およびその過程で自ら知りえた事項を証言したものであって、その証言内容が伝聞供述にはあたらないとする考え方が、必ずしも成り立たないものではなく、右伝聞証拠に関する法律解釈が著しく誤ったものであるとまで解することはできない。

まことにこれは問題のあるところですよ。問題があると思ったからこそ、こういう表現になったのでしょう。なにをかいわんや、という部分です。原判決は、一審刑事判決の法解釈を正当なものである、と言い切ることができなかったのです。

次に、後輪外側面付着物の発見過程についてですが、刑事一審判決は、後輪外側面に約19センチ×20センチの大きさの付着物をもって被害者の血痕が付着したものであると認定しました。が、この点について、原判決は、次のとおり述べるのです。

本件無罪判決が指摘するように、右後輪付近の着物の大きさ(約19センチメートル×20センチメートル)からみて、夜間とはいえ、検問警察官がこれを見落とすことがあり得るであろうかとの疑問が生ずることは否めない。

従って、この点については、本件一審の公判段階において、検察側と弁護側で大いに争ったところであるから、本件一審判決がなんら理由を付すことなく、右後輪付着物と本件事故との関連性を認めたことは不自然であるといわざるを得ず……。

このように、刑事一審判決の認定は不自然であった、と原判決は述べざるを得なかったのです。

次に、後輪外側面付着物の付着機序についてですが、原判決は、結論として刑事一審判決を批判します。

本件一審判決の理由中には、タイヤの踏面、とうめん、ふみめんですね、に血液が付着していないにもかかわらず、被害者の血液を含むと認定した右後輪付着物がタイヤ外側面にどうして付着したかの検討をした形跡がないことは明らかであり、疑問である。

こういうふうに原判決は述べるのですが、結局、刑事一審判決が、「疑わしきは罰せず」という原則よりも、「真犯人を見逃してはならない」との命題を重視したのだと原判決は批判しているのです。

それから桂鑑定についてですが、最高裁無罪判決が桂鑑定について「鑑定書添付の論文の実験データと異なる長時間を要した鑑定結果には疑問がある」と指摘した点を原判決は挙げている。そして「本件刑事記録を精査したところによると、船尾鑑定と桂鑑定には、次の事実を認めることができる」と言う。にもかかわらず、この最高裁の指摘、つまり船尾鑑定と桂鑑定のくいちがいについて全く触れておりません。これはどうしたことでしょうか。

原判決は、桂鑑定を採用した刑事一審判決の瑕疵、キズですね、を否定するには、この最高裁無罪判決の指摘が障害となるため、あえて無視したといわざるをえない、のであります。

さらに、被告人の異常走向体験供述についてですが、原判決は、異常走行体験を供述する被告人の供述調書の不自然さを次のとおり要約しています。これを読みます。

本件刑事記録を精査すると、原告は、本件検問を通過したのち、自宅に帰った後から原告車両を岩沼署に提出するまでの間、本件事故のことについては全く意識の外に置いていたこと

が認められるが、そうであろうとすると、かなり強烈な印象で異常走行体験を供述していることと大きな乖離があると解される。

けだし、原告が全くの任意で自発的に述べたものであれば、本件検問を受けた段階で、異常走行体験と本件事故との関連性に当然気づくはずであり、帰宅後、原告車両を点検するか、上司に相談ぐらいはするのが自然であるのに、これらの処置をしていないということは、取り調べにおいて取調官から何らかの示唆を受けて初めて異常走行を意識したのではないかと理解するのが自然である。

このように原判決は、被告人の供述が捜査官の誘導であったことを認めました。つまり、刑事一審が被告人の供述を正しく捉えていなかったことを認めたのです。

### 論理のすり替え

以上の、いろいろな論点についての裁判所の証拠の採否や事実認定からわかることは、原判決自身がこれだけ疑問があるといひながら過失がなかったとする。様々な欠陥があると述べながら、結論として不法行為を認めなかった、という誠におかしな判決になっているのです。

原判決は、「しかしながら、前述したところから明らかなどおり、本件一審の終結した段階においては、原告を有罪と認定できる多数の証拠と逆に有罪と認定するには障害となる証拠も存在することは疑いのないところである。」というのですが、原判決は、「原告を有罪と認定できる多数の証拠を」を挙げることはできていないのです。そんな多数の証拠はないのです。それぞれにキズのある証拠を全部たしてみても有罪判決を書けるだけの証拠になる、といえるのか。そういう有罪判決を書いた刑事一審には著しい認定の誤りがあると考えるのが自然なのではないでしょうか？

たとえば、中川丈史氏の検察官に対する「少なくとも冷凍車のようなものではなかった」という証言

や桂鑑定などなど、それぞれキズのある証拠を全部たててみたところで有罪判決ができるほどの証拠となる、といえるのでしょうか? ということなのです。

以上が原判決批判であります。

今度は、刑事一審の最終的な不法行為は何かという視点から述べます。

まず刑事一審は、1977年5月24日、第1回公判からはじまりまして1982年6月28日第31回公判の被告人最終陳述まで、合計31回もの公判期日が開かれました。この間、担当裁判官は、検察官の論告、弁護人の弁論などを聞きまして、考える機会を与えられていたはず、なのです。1982年5月12日、第29回公判において、検察官の論告が行われました。その骨子はここに書いてあるとおりです。これに対して弁護人は次のように反論したのでした。

1982年1月12日の第26回公判において、検問関係の補充立証として検察側は、佐藤賢一証人および佐藤芳賢証人を申請したが、佐藤芳賢証人によれば、1982年1月初めて警察官から事故の状況を聞かれるまで、聞かれたことはなかった、というのであります。事故は1975年12月ですから、佐藤証人にとっては6年前のことを突然聞かれたことになります。6年前の記憶があるのでしょうか? そういう批判を弁護人はしてきたわけです。

検問関係の立証にとって最も重要な証拠は、検問の際に作成される「検問票」であり、警察官佐藤賢一証言によればこれは、運転者名、検問時間、車両の形状、色などが記載される書類とのことです。通常の交通事故事件では検察側からごく普通に出される書類です。ところが本件では、「検問票」それ自体を検察官は申請していないのです。そこで、弁護側が検察官に提出を求めたのですが、検察官はないといって応じませんでした。こんなことがあるのでしょうか?

ところが検察官は、この検問票に代えて突然「検問表」、こちらはオモテと書く「検問表」なるものを証拠申請してきたのです。当然弁護人の不同意で

証拠調べはなされませんでした。この検問表は、佐藤賢一証言によると、作成者が誰なのか、どのような経過で作成されたのか、について全く分からないというのです。つまり作成経過が不明である書面を、検察官は証拠申請したことになる。こんなことであるのでしょうか?

ここで肝心な点は、検問経過を立証するのであれば、検問に立ち会い「検問票」を作成した警察官に証言を求めなければならないはずですが、にもかかわらずなぜ、検察官はその本人を証人申請しなかったのか、という点であります。

次に、中川証言。中川さんは法廷において「すれ違ったトラックは冷凍車のような白っぽい感じ、荷台が四角い箱みtainな感じのものだった」と証言しました。この車、これこそが加害車両であります。中川さんは第一発見者ですから、昭和50年12月20日事故が発生した直後に事情聴取されて、右の証言と同様の調書が作成されていたはずですが、ところが、遠藤さんが12月23日検挙されると、遠藤車両は中川供述の車種とは違うということで、25日になって中川さんの員面調書が作りなおされた疑いがある。遠藤車両が加害車両として不都合のないように「4トン以下ではないトラックと思うがすれ違った」と曖昧な供述調書になってしまったのです。

次は、血痕鑑定についてですが、桂鑑定は、その鑑定手法が顕微沈降反応法という桂鑑定人独自の手法であり、それ自体信頼性の薄い方法であります。桂鑑定人も自信がなかったとみえて、顕微沈降反応法の後に予備試験であるルミノール試験を行っています。最も重大な問題点は、桂鑑定人自身の文献によると、本件の場合1時間ないし数時間以内に結果が出るはずなのに、48時間から72時間かかってやっと出たというのであります。これは自己矛盾といわねばなりません。

次に、被告人の異常走行体験供述について、被告人の昭和50年12月23日付調書には、「今まで申した付着物を、わたくし立ち会いで取り、警察で検査したところ人血であるそうですが、これらのことが

ら私が人間の血を多量に付着させてきたことになり津川町の事故はもしか私がやったのではないかと思っております」と記載されており、これは、被告人には事故認識がないのに、捜査官の誘導によって供述調書が作成されていることを如実に示しています。

また取り調べた佐藤英二警察官に対する証人調べにおいて、人血が付着しているという調査結果ができる前に、タイヤに人血が付着していると佐藤氏が言っていたことが判明しています。偽計、つまりウソによる取り調べが行われたわけです。

被告人の異常走行体験は尋常な体験ではありません。被告人の昭和50年12月24日付員面調書によれば、被告人は、急にハンドルが切られた、車の後方がバウンドし私の体が少し浮き上がった、正常に走っていた進路より1メートルくらい左に車が移動した、というのです。被告人の異常走行体験供述の最大の矛盾は、このような異常走行体験をしながら、その後まったく事故認識に欠ける行動をとっていることでもあります。すなわち、被告人は、事故を起こしたことに気づかずそのまま走行し、検問でも全く他人事であり、その後も一切証拠隠滅行為をしていない、ということになるのです。

「被告人の異常走行体験は、捜査官の誘導に基づく供述である」とくどいように弁護側は述べ、本件で論点になってることを逐一、細かく、裁判所に訴えたのであります。

昭和57年6月25日、審理は終結し、一審裁判官である被控訴人宮島、若原、出田裁判官は合議に入りました。原判決から推定されることは、被控訴人らが日ごろからの心構えとして、刑事裁判を次のとおり理解していたということです。

刑事裁判の目的の一つは法秩序の維持であり、刑事裁判官は、「真犯人を見逃してはならない」という原則にも忠実でなければならない。従って、被告人が無罪かも知れないと思っても、真犯人は必ず見つかることを国民に知らせ、犯罪の発生を抑制するため有罪判決をしなければならない場合がある…。

「疑わしきは罰せず」という原則があるが、「真

犯人を見逃してはならない」という原則に忠実であるためには、この「疑わしきは罰せず」という原則がゆがめられてもやむをえない。最後は、バランス感覚で白か黒かを決めなければならない。

このように思った、であろうことが原判決から読みとれるのです。

このような中、被控訴人らは、遠藤さんは有罪であるという結論をバランス感覚で出し、有罪判決の起案を開始したのでしょうか。

そこで、弁護側の弁論に対して、なんとかつじつま合わせの判決をしなければならないと焦って、様々な工夫をするのであります。

まず、アリバイ崩しです。斎藤運転手の目撃した被害者がそのとき実は生きていたということになると、それだけで被告人は無罪になってしまう、それが被控訴人らにはわかりました。また逆に、斎藤運転手が目撃した被害者がそのとき死亡していたと認定することは、それだけで控訴審で破棄されてしまう、ということも予測したのです。

そこで、被控訴人らは、被告人を有罪とするには、まず被告人のバスとのすれ違い地点についての供述を崩すことが先決であると考えました。その結果、被控訴人らは、判決起案に当り、特に「バスとのすれ違い地点に関する被告人の供述の検討」という項を特別に設けることにしたのです。こういうやり方は、やはりおかしい。詳細は、ここに書いてあります。

次に、中川証言についてですが、被控訴人らは、中川氏がすれ違った車が加害車両である蓋然性が高いこと、しかし中川証言では、中川車とすれ違ったトラックが、「冷凍車のような白っぽい感じ、荷台が四角い箱みたいな感じ」の車であるため、この証言で被告人の無罪が確定してしまうと思った被控訴人らは、工夫を凝らすこととなります。どんな工夫かといいますと、「中川氏が生まれて初めて法廷で証言することではいささか冷静さを失い、事故の記憶を正しく再現し得なかった傾向を伺いとることができる」と述べて、中川証言を排斥することにしたの

です。

しかしです。今まで被控訴人らは刑事裁判の経験を通じて、裁判に出廷する証人の大半が生まれて初めて法廷で証言しているであろうことは経験ずみのはずです。その上で証人採用をし、事件処理してきたはずです。にもかかわらず、遠藤事件に限って、「生まれて初めて法廷で証言するので冷静さを失い...」とって都合の悪い中川証言を採用しない理由にするというのはご都合主義、というものでしょう。えー、時間の関係で、省略しますが最後に、刑事一審で弁護側が最後に述べた部分を引用して終わることにします。

われわれ弁護側は、5年間の審理を通し、裁判所の訴訟指揮について、あるときはもどかしさを覚え、あるときは失望し、あるときは憤りすら感じてきた。

そして桂鑑定を採用に対しては忌避までしてその姿勢を正してきたが、その後の経過をみるならば、忌避申立てはやはり正当であったという気持ちは変わらない。その後の裁判所の訴訟指揮、なかんずく昭和57年に入ってから検察側の補充立証を許していった過程における訴訟指揮は既に述べた通りであり、それは優に忌避申し立てにあたいするものであった。

しかしわれわれはあえてこの措置にでなかった。それは少なくとも裁判というものが証拠にもとづいてなされる限り、そして裁判所といえども証拠にないことを勝手に認定することはできないのだという約束事が守られる限り、被告人が有罪になることはないという確信があったからである。5年を超える審理を通じてみても、被告人の有罪の証拠は何ひとつとしてないことは明らかである。裁判所は虚心坦懐に本件の証拠構造を見るべきである。裁判所の良心に従った公正な判断を期待したい。証拠にのみもとづいた裁判がなされることを信頼し、その本来の任務を忘れることのないよう心からの希望を述べて弁護人の最終弁論の結びとす

る。

というふうに弁護側は述べたのであります。しかし、この期待はみごと裏切られた。これだけ細かい弁論をしながら裏切られたのです。裁判所は読んでなかった。聞いてなかった。

このように刑事一・二審判決は、弁護人が指摘した裁判所の役割を果たさなかったという点において、極めて悪質。被控訴人らの故意に近い重大な過失は明らかです。以上であります。

**裁判長：**

その、いま口頭で補足されたあたりで、刑事一審の裁判官の行動として、ま、控訴人側で不法行為の内容をなすものとして、主張されたとお聞きしますが、その限りで、刑事一審の公判手続で提出された証拠、これに対する適正な判断をすべきである、こういう義務に従った判断が、なされたのかどうかという点で、まあ問題がある。こういうことでしょうか。

で、控訴人側が、主張される国賠の原因と目すべき担当公務員のこの他の具体的な違法行為ですね、今後、どのような段取りで主張されるのか、ま、必ずしも絶対主張されなければならないということを行っているわけではありません。これまで多数回に及ぶ弁論においてかなり詳細な主張がありますので、なにも無理にひねり出せと言っているわけではありません... (笑)。

**阿部代理人：**

一つは、検察官の公訴提起・追行、これに関しましては最高裁に文書提出命令申立て事件が係属しております、まもなく2年たとうとしておりますが、未だに結論がでておりません。最高裁判所には、早急に決定を出していただきたいと思っております...。それからさらに、刑事二審の裁判官の違法性について、最高裁の決定待ち、ということもあるのですが、次回までには、証拠の採否・証人の採否の必要性を意識した準備書面、まとめたものを出したいと考えております。



**裁判長：**

裁判所の今後の審理について少し、考えを述べたいと思います。控訴人側でこのようなかたちでの弁論をお続けになる、というのであれば、ある程度、というのは、未来永劫いつまでもおつきあいですというわけではありませんが...(笑)、相当回数におさめていただくということで続けてもらうことにいたします。

が、記憶の限界とか、そのほか時間の経過がもたらず弊害を考えると、調べておくべきものは速やかに調べておくのが妥当ではないか...、と思っております。

そこで、中川検面調書の署名部分、の真偽につきまして、中川さんは刑事一審でも尋問を受けておりますので内容はなるべく避けることとし、署名の真偽を中心に、といいますか直接関係する事項に限って調べることとします。

それから検察事務官の大矢さんの当時の仕事ぶりについて、供述録取書が出ておるようでございますので...。大矢さんは、今現在どこに...?

新潟地検におられる、ということのようですので、この二人を、マ、ことの性質上、当裁判所まで出頭してもらうのは、いささか酷ですので、新潟地方裁判所に出かけて二人を尋問する、ということをお進みの進行と並行させて行いたいと考えるわけですが、いかがでございましょうか?

**阿部代理人：**

私ども前から、塩崎さんのときからこのような趣旨で申し上げておったものですから、今の裁判長の進行についてのご意見については異存ございません。

**裁判長：**

被控訴人は、いかがですか?

**被控訴人代理人：**

急なご提案でございまして、あの一、これは、裁判所のほうで決定されるということでございまして

うか...?(爆笑)

**裁判長：**

署名の形態上、中川さんの直接署名したものとおぼしき署名と検面調書の署名との顕著な違いを無視できない...。どんなことでこういう字体の記載が生じているのか、これをすみやかな段階で確認しておくことは必要という理解でありまして...

**被控訴人代理人：**

今、裁判長の指摘にもあった署名の真偽だけに絞って、内容に立ち入ることはない、ということですね?

**裁判長：**

直接の尋問事項が、...具体的な行動に関連しまして、署名の真偽に絞って、どのあたりのことまでかは、そう多くはないと考えております。

署名の真偽ということ、とりもなおさず、検察官が、321条1項2号後段書面として証拠能力をととのえるについて必要な事実関係でありまして、当然のことながらこの作成に関与した検察官の事務処理のあり方について、当控訴審裁判所は関心を持っておるということでもあります。

**被控訴人代理人：**

あ、今のようなご趣旨でありましたならば、えー、中川さんの署名の真偽については、やはり鑑定をするのが一番だと...。中川さんは、裁判所や警察や検察庁に何回も呼ばれて、接触されるのには非常に抵抗感があると聞いております。そういうわけで理性的な協力がえられるか確信が持てない。鑑定のほうがよしいんじゃないかと考えます。

**阿部代理人：**

今の点に関して、塩崎裁判長の発言を引用して恐縮なんですけど、中川さんがもし「おれの署名じゃない」といえば、鑑定の必要がなくなるのでありまして...。鑑定の必要があるかどうか、それを追及するのいずれにしる、中川証人調べは必須のものとか

えます。

**裁判長：**

ここで問題になっているのは、321条1項2号後段書面として採用したかどうかという裁判所の判断もさることながら、さような検面調書が作成され、公判廷で申請されたというこの公判維持手続きがさしあたりのテーマであります。署名は誰が記載したのか、本人か本人でないか？

鑑定となると、指印に関して言えば、これまた中川さんの対象指紋の提出、という問題もありますし、また別の意味で筆跡の鑑定ということも証拠方法としては考えられるわけですが、いずれにしてもそれらについては裁判所としては、今のところ、肯定的に考えておりません…。中川さんと大矢さんの尋問を実施したいと考えております。

なお、被控訴人代理人ご指摘のように中川さんは、裁判所とか司法とか、警察その他の「官側」に対するよからぬ、かんばしからざる印象をもっておられるようですが…。尋問に協力してもらえなければ困りますので、できれば、相互協力して、中川さんが安らかな気持ちで証言できるようご説得いただければ…。(笑)

いや、裁判所としてはむしろ…、双方とも事前にはコミュニケーションされない方がよいですね。ま、もし、何か困ったということでご相談でもあったならば、双方の立場で、「心配することはないよ」というふうに励ましていただいて…。(笑)

**被控訴人代理人：**

それじゃ～、あの、今、ご決定ということですね？中川さんについては、供述の中身ですね、証人尋問の対象外だと…。

**裁判長：**

証言の対象についてですか？

**被控訴人代理人：**

それはない、と。そうでなければ、反対です。

**裁判長：**

刑事事件の公訴事実について改めて問題にすることがあってはならないのは明らかですが、問題は、321条1項2号後段書面として出されることに関連して、その中川さんの記憶自体、その事件自体、について問題にすることはないといっている…。ただ間接的な問題として、捜査官・検察官に対してどのような供述をしたのか、なかんずく検察官に対する供述が件の、ま、結局、署名の真偽ということにどんなことがあった場合に、直接関連するかは微妙で、なんらかの特別の状況があったとした場合に、その検察官に対するその供述の経過が、ある場合に署名の真偽ということに関連して、中川さんの証言という証拠方法を通じて判断すべき事項に関連してくる可能性があることを全部否定できない…。

基本的には署名の真偽、およびこれに直接関連する事項に限った尋問というふうに言っておいていい…。裁判所としては、今申し上げた以上のことをこの段階で述べることは困難でありまして…。

ハイ、エ～、そういうことで6月下旬ないしは7月ごろには入りましょか？裁判所としましては、新潟の裁判所に、法廷なり尋問場所の提供を求めめることも必要ですが、…。双方代理人、多数、それぞれお忙しい方々ばかりでありますので…。

そうですか？では7月の12日。…ダメ？そうですか？そうすると7月19日をご予定いただきまして、会議室なりなんなり確認した上で、…。19日の午後、二人を呼び出すことといたします。

並行して弁論ですが、7月の26日？さしつかえですか？では8月1日。そうですか？では8月1日の午後3時から、1時間30分ということにいたします。

かくして、「遠藤国賠にとって転換点となる日かも知れない」(阿部弁護士談)という法廷が終わった。

[寅次郎]

## 証人尋問が決定!

弁論解説の中でもご報告のとおり、中川丈次氏(事故の第一発見者)、大矢六郎氏(当時検察事務官)に対する証人尋問が決定した。7月19日(木)午前11時から正午まで新潟県津川町公民館において中川氏に対する尋問が、同日午後2時半から新潟地方裁判所において大矢氏に対する尋問が行われる予定である。

この証人尋問は、いわゆる中川検面調書に記載されている中川氏の署名が本人のものかどうか、それを確認するために実施される。この検面調書には、「少なくとも冷凍車ではなかった」といういかにも

不自然な中川氏の供述が記載されてもいる。まるで、あとの公判で冷凍車証言が登場するのを予期していたかのような表現である。逆に言うと、公判で出てきた検察に都合の悪い中川氏の冷凍車証言をつぶすため、日付をさかのぼらせて作り上げられた調書なのではないか、という疑いが濃厚なのである。(詳細は、当ニュース第42号をご覧ください)

ちなみに、今回の証人尋問は、非公開とのことなので、せっかく駆けつけていただいても傍聴することはできません。ご注意のほどを。

[ 寅次郎 ]

## 仙台・筋弛緩剤混入事件の近況

われらが阿部泰雄弁護士が弁護団長をつとめる「仙台・筋弛緩剤混入事件」の初公判が7月11日(水)に迫っている。当初、被疑者(現被告人)に対する猛烈な犯人視報道が続いたものの、ここにきて一転、冤罪疑惑報道が大々的になされるに至っている。(『週刊朝日』『週刊ポスト』『創』『噂の真相』等々)

しかも、『僕はやってない! 守大助勾留日記』(明石書店)が守被告と阿部弁護士との共著、というかたちで最近刊行された。被告人と弁護士、その共著での出版というのは珍しい。その影響もあってか、初

公判前に冤罪説がこれだけ取りざたされるようになる、というのは異例でしょう。

なお、先の6月、「人権と報道連絡会」の定例会において阿部弁護士による報告が行われている。詳しくは、『人権と報道連絡会ニュース』(6月25日・第162号)、または同会ホームページをご覧ください。

<http://www.jca.apc.org/~jimporen/news.html>

連絡会事務局：〒168 杉並南郵便局私書箱23号

[ 寅次郎 ]

## 次回弁論のお知らせ

次回弁論は

2001年8月1日(水)  
午後3時~4時30分  
東京高裁民事9部・809号法廷

です。

皆さん、傍聴におこし下さい。弁論終了後、ミーティング及び懇親会を行いますので、そちらの方も是非どうぞ。



懇親会での遠藤さん(右)と支援者のS・Mさん(左)

## 事務局から

暑くなりましたねえ。私、前から尿酸値が高くて尿管結石で転げ回ったこともあるんですが、ついに痛風発作がきました。右足の親指の付け根に!痛いもんですねえ。まあ、わりと軽かったものの怖くなり、スーパーのお総菜半額セールを漁るのは自粛。2キロほど痩せました。今年47歳。血がどろどろにならないようたっぷりお茶を飲み、なるべく毎日散歩してます。遠藤さんも、お体だいじにしてくださいね。

[今井亮一]

当会HPの管理人として、これまでずっと、「インターネット万歳!」みたいな記事ばかり書いてきましたが、最近はちょっとウンザリしています。というのも、猫も杓子もインターネットで、行政もかなり進出してきたからです。当会HPでも細々とメールマガジンを発行してきたのですが、今や小泉首相までが...。正直言って、「追いつかれたな...」という感じです。

もちろん、HPは継続して行くつもりですが、今後はこのニュースのような、紙の媒体の良さを見直し、力を入れて行きたいと思っています。そういえば、今井さんも昔そんなことを言っていたような...

[ガヴァガイ]

以前につぶれそうだと書いたス

カパーの国会TVですが、最近にわかに視聴者が増えてるようです。言うまでもなく小泉効果というやつです。初めの頃は僕も面白がって注目してたんですが、最近は食傷気味です。小泉さんが青シャツを着てたら、ラルフローレンに問い合わせ殺到!とか、オペラ座の怪人を見たら劇団四季に問い合わせ殺到!とか、異常としか思えません。でもこの調子だと、小泉さんが「冤罪は許せん!」とか一言いってくれば遠藤国賠もスピード解決!...かも。

[カブ]

当ニュースは今回でちょうど50号になりました。ご支援・ご協力をいただいている多くの皆様に心より感謝いたします。

様々な場面で多くの方々に力をお借りしているのですが、当ニュース発送作業のことをちょっとここでご紹介します。作業は、渋谷区立の大向会館という所でやっています。その昔、今井さんが一人で全部やっていたころからこの場所だったようです。毎回毎回ご都合のよろしい皆さんにお願いし集まってもらっているのですが、その中に、数年前ニフティのフォーラムがきっかけとなり参加していただけるようになった静岡県の0さんがおいでです。0さんは、新幹線通勤をされてるそうなのですが、この発送作業にも新幹線で駆けつけてくださいます。ガヴァガイさんは、インターネットに若干ウンザリ、とのことで

ですが、インターネットがなければ0さんにもご協力いただけなかったわけです。文明の利器インターネットに私は大いに感謝しています。そもそも物事にはプラス・マイナス兼ねそなえるもの、プラス面をよりいっそう利用してのばしてゆきたいものです。

毎回の弁論後にやっている懇親会(飲み会)の会場は、居酒屋の「天狗」(銀座コリドー店)です。開店してすぐの5時すぎから始めるので、予約の必要はなからうとこれまで弁論後みんなでなだれこんでいたのです。が、ところがあるとき、たまたまお店が改装につき閉店中。しかたなく付近のお店に「避難」したことがありました。そうしたら、懇親会から参加するつもりだったという方がたまたまおいででしたようで...。その方は、銀座中の天狗を探しまわり挙げ句の果て、見つけることができなかった...。とのこと。ごめんなさい。

それ以来というものの極力、お店の所在地などはお知らせしようとしてきたつもりなのですが、今回いつもの場所にスペースがないとのこと。

そこで改めてお知らせいたします。中央区銀座7-108 銀座コリドー街地下1階/電話:03-3572-6340です。

という次第で、今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会  
代表:今井亮一(交通ジャーナリスト)  
広報:寅次郎(サラリーマン)  
事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田 5-25-6-201  
Tel / Fax : 03-3319-3012  
E-Mail : ip2m-sgym@asahi-net.or.jp  
会費振込...加入者名:遠藤国家賠償訴訟を支援する会  
郵便振替:00150-9-168587  
東京三菱銀行:仙川支店/普通預金口座 0460837  
年会費:一口1,000円(払入月より1年)